

# 伊勢茶銘柄販売店認証事業実施要領

## 趣 旨

安全・安心な良質茶の生産・販売体制を確立し、販路の拡大を通じて伊勢茶銘柄の高揚を図るため、銘柄販売店認証事業を実施する。

### 1 伊勢茶銘柄販売店の認定及び更新

伊勢茶銘柄販売店に新たになろうとするものは伊勢茶銘柄販売店認定申請書(様式1)を三重県茶業会議所(以下「茶業会議所」と言う)に提出することとする。

なお、申請書に添付する申請書は、3に示す茶業会議所の構成団体からの推薦とする。

申請を受けた茶業会議所はその可否について伊勢茶銘柄販売店認定委員会(以下「認定委員会」という。)に付託し、その結果を得たうえで、申請者にその旨通知することとする。

伊勢茶銘柄販売店の更新については、「伊勢茶銘柄販売店認証」更新等申請書(様式2)を提出するものとする。

### 2 認定委員会の設置

#### (1) 構成委員(14名)

三重県農産園芸課長

三重県茶商工業協同組合理事長

三重県茶商工業協同組合理事2名

全農三重県本部長、三重茶農協組合長、四日市茶業連合会長、鈴鹿市茶業組合長、亀山市茶業組合長、松阪市茶業組合長、多気町茶業組合長、大台町茶業組合長、度会町茶業組合長、茶業会議所常務理事

#### (2) 委員長、副委員長の設置

委員長は三重県茶商工業協同組合理事長がその職に当たる。

副委員長は委員長が委員の中から指名する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは委員長の代行をする。

#### (3) 委員会の開催

原則年1回開催し、提出された伊勢茶銘柄販売店認定申請書等について、審議のうえ認定の可否を決定し、その内容を茶業会議所に対し通知する。

なお、委員長が開催を必要と認めたときはこの限りでなく開催することができるものとする。

### 3 伊勢茶銘柄販売店認定基準

伊勢茶ガイドラインに規定する「伊勢茶」を販売している者又は今後販売を計画している者で、三重県茶業会議所の構成団体(地域の茶業組合、茶専門農協、茶市場又は茶商工業協同組合)の推薦を受けた者。

### 4 認証及び更新期間

#### (1) 有効期間

事業開始の令和8年度から令和12年度末(令和13年3月31日)までの5年間を認証期間とし、以降5年ごとに更新を実施する。

また期間途中の認証店の認定期間は、定める5年間の残余の期間までとする。

#### (2) 認定証記載事項

認定番号

認定年月日(更新年月日)

認証店名及び代表者名

### 5 茶業会議所の業務

#### (1) 認定証の交付

認定委員会の決定を受け、認定証を申請者に対し交付する。

#### (2) 茶業会議所は認証店に対し随時情報等の提供を行う。

### 6 認証店の責務

#### (1) 常時認定証を店頭に掲示すること。

(2) 取り扱う三重県産の茶は、伊勢茶ガイドライン(平成19年3月27日決定)に定める茶であること、また「伊勢茶」を表示すること。

(3) 伊勢茶フェアー等を積極的に開催し、参加することに心がけること。

(4) 消費者の意向の把握に努めること。

(5) 茶業会議所と連携を密にし、情報の共有化に努めること。

(6) 廃業又は取り消しを受けた認証店は遅滞無く認定証を茶業会議所に返還するものとする。

### 7 附 則

この要領は、平成23年10月21日から施行する。

この要領は、平成27年11月6日から施行する。

この要領は、令和2年9月16日から施行する。

この要領は、令和7年10月30日から施行する。

様式 1

## 伊勢茶銘柄販売店認定申請書

令和 年 月 日

三重県茶業会議所  
会頭 鎌田 隆郎 様

申 請 者

住 所

氏 名 印

### 伊勢茶銘柄販売店認定申請書の提出について

伊勢茶銘柄販売店として認定賜りたく次の書類を添えて申請します。

1 伊勢茶認証店申請者の概要書 1 部

2 推 薦 書 1 部

3 誓 約 書 1 部

ただし、三重県茶業会議所の構成団体の会員については、概要書のみの提出とする。

様式 1-1

伊勢茶銘柄販売店認定申請者の概要

令和 年 月 日現在

|                                  |   |       |     |
|----------------------------------|---|-------|-----|
| フリガナ<br>法人等の<br>名 称              |   |       |     |
| 所 在 地                            | 〒   |       |     |
| フリガナ<br>代 表 者                    |   |       |     |
| 設立年月<br>日 (注)                    | 年   | 月     | 日   |
| U R L                            | http://   |       |     |
| 経営理念                             |   |       |     |
| 主な事業<br>内 容                      | <p>生産 製茶 卸売 小売<br/>茶種 (煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶、その他)<br/>茶以外の主な販売品<br/>( )</p> |       |     |
| 茶業会議所ホームページへの掲載の有無               |   | 有     | 無   |
| 申 請 に<br>関 す る<br>担 当 者<br>連 絡 先 | 担 当 者 名   |       | 部 署 |
|                                  | 電 話   | (内線 ) |     |
|                                  | F A X   |       |     |
|                                  | E m a i l   | @     |     |

(注) 個人にあっては、事業開始年月日

様式 1-2

推 薦 書

令和 年 月 日

三重県茶業會議所  
会頭 鎌田 隆郎 様

推 薦 者  
住 所

組織名

代表者名

㊞

下記の者を伊勢茶銘柄販売店に推薦する。

氏 名

## 誓 約 書

- 1 常時認定証を店頭に掲示すること。
- 2 取り扱う三重県産の茶は、伊勢茶ガイドライン(平成19年3月27日決定)に定める茶であること、また「伊勢茶」を表示すること。
- 3 伊勢茶フェアー等を積極的に開催し、参加することに心がけること。
- 4 消費者の意向の把握に努めること。
- 5 三重県茶業会議所と連携を密にし、情報の共有化に努めること。
- 6 廃業又は取り消しを受けた認証店は遅滞無く認定証を三重県茶業会議所に返還する。

以上について誓約します。

令和 年 月 日

三重県茶業会議所  
会頭 鎌田 隆郎 様

住 所

氏 名

印